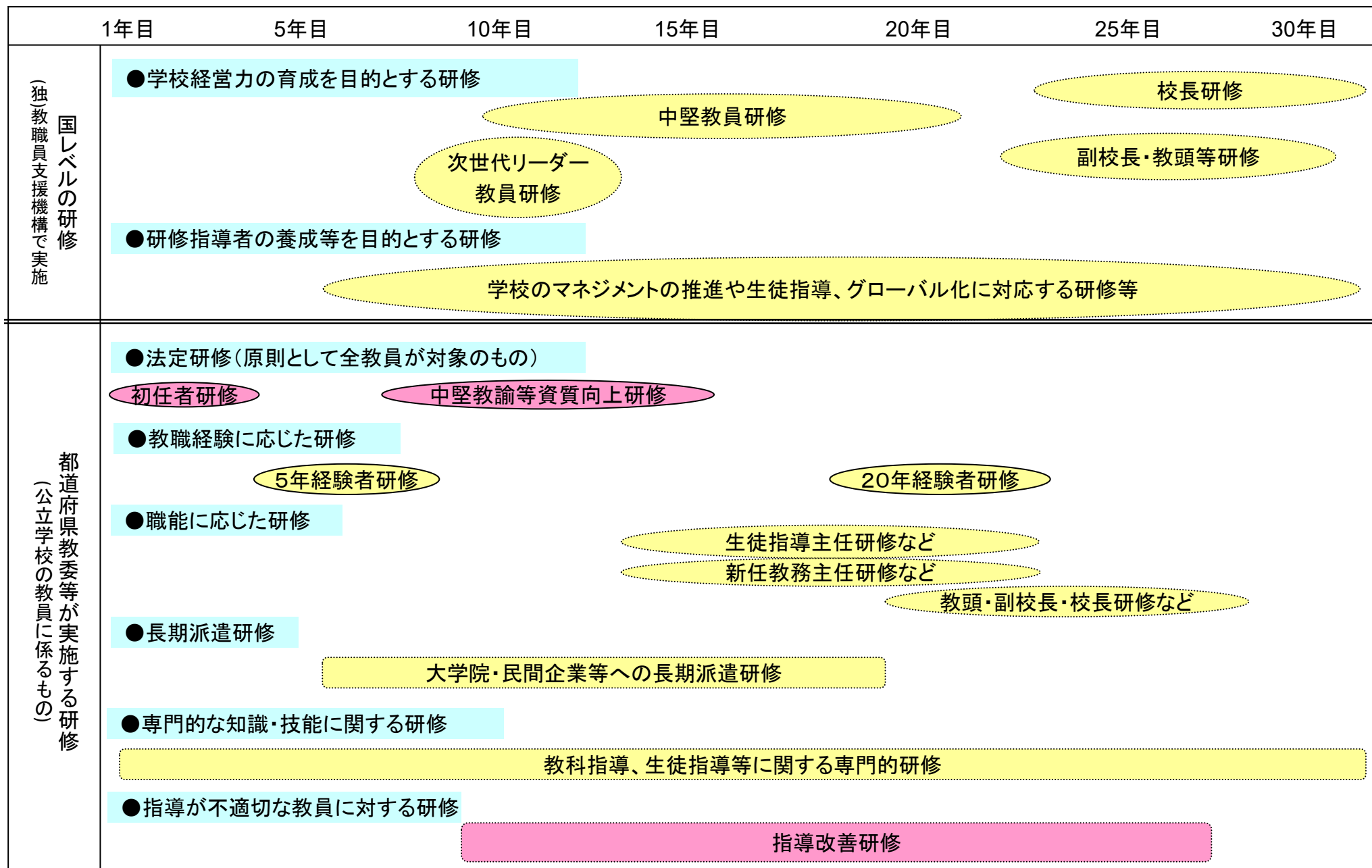


教員研修の実施体系



■ 法定研修

■ 法定研修以外の研修

初任者研修

制度創設について

昭和63年の教育公務員特例法等の一部改正により初任者研修制度が創設された。あわせて示された「初任者研修実施要項モデル」では、初任者研修の内容として次の事項が示された。

- ①初任者は、原則として、学級又は教科・科目を担当するものとする。ただし、担当授業時数等校務分掌を軽減することができるものとする。
- ②初任者は、校内において指導教員を中心とする指導及び助言による研修（週2日程度・少なくとも年間60日程度）を受けるとともに、校外において教育センター等における研修（週1日程度・少なくとも年間30日程度）を受けるものとする。
- ③初任者は、宿泊研修（4泊5日程度）を受けるものとする。
- ④初任者は、都道府県教育委員会の推薦に基づき、洋上研修を受けるものとする。

拠点校方式の導入

平成15年に「拠点校方式」が導入されるとともに、校内研修において週10時間以上、年間300時間以上、校外研修については年間25日間以上等というモデルを示した。さらに平成19年に初任者研修目標・内容例（小・中学校）を示した。

初任者研修に係る教職員定数の基礎定数化

平成29年の義務標準法の一部改正により、初任者研修に係る加配定数を2026年度までに漸次6人に1人の割合で基礎定数化し、初任者に対する指導体制の安定的な確保を図った。また、拠点校方式による初任者のみを対象とした指導に加え、ベテランの教員やミドルリーダークラスの教員がメンターとして若手教員等の指導や助言を行ったり、授業研究などを行ったりしながらチーム内で学びあう中で初任者等の若手教員を育成するいわゆるメンター方式における研修のコーディネーター等としての活用等が可能であることを示した。

初任者研修の弾力的実施について

平成30年に初任者の教職に関わる背景事情が多様化していること等を踏まえ、入職前・入職後を通して組織的かつ継続的に若手教員の育成が図られるよう、初任者研修の校内研修の実施時間及び校外研修の実施日数の弾力的設定を可能とした。また、教職大学院修了者等への個別的対応や、メンター方式による若手教員育成等、それぞれの地域の実情に応じた効果的な研修体制の工夫を求めた。

さらに、令和元年の「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について（通知）」において、教師が確実に休日を確保できるようにする観点から、夏季等の長期休業期間における初任者研修の実施時間及び日数についても弾力的に設定するよう求めた。

初任者研修の概要

1. 目的 : 新任教員に対して、実践的指導力と使命感を養わせるとともに、幅広い知見を習得させること
2. 対象者 : 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者 : 研修実施者（都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会等）
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第23条（昭和63年制度創設、平成元年度から実施）
5. 研修内容 : 新任教員は、学級や教科、科目を担当しながら、例に示すような実践的研修を受ける

<文部科学省が教育委員会に示した内容例>

I. 校内研修

時間数：週10時間以上、年間300時間以上

講師：指導教員を中心とする教諭等

指導方法例：

- ・教員に必要な素養等に関する助言を行う
- ・授業のようすを初任者に見せる
- ・初任者の授業を観察して助言を行う

II. 校外研修

日数：年間25日間以上

研修例：

- ・教育センター等での講義・演習受講
- ・企業・福祉施設等での体験研修
- ・社会奉仕体験や自然体験に関わる研修
- ・青少年教育施設等での宿泊研修

初任者研修の実施状況（令和6年度）

○研修対象者数

小学校：15,550人 中学校：9,125人
高等学校：4,608人 特別支援学校：3,165人
幼稚園：686人 幼保連携型認定こども園：748人 計33,882人

○初任者1人にかかる1週間当たりの校内研修の指導時間

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
6.9時間	6.9時間	7.4時間	7.4時間	9.4日	9.4日

※小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては1週間あたりの平均指導時間とする。
※幼稚園及び幼保連携型認定こども園においては園内研修の1年間あたりの平均実施日数とする。
※校内研修の指導時間には、初任者研修の実施に係る準備時間等を含む。

○研修内容

教科指導、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、安全に関する指導、公務員倫理・サービス、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

○初任者1人にかかる校外研修の年間指導日数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
14.8日	14.8日	15.4日	15.1日	8.3日	8.1日

中堅教諭等資質向上研修

制度創設について

平成14年の教育公務員特例法等の一部改正により、在職10年に達した教諭等を対象とする十年経験者研修制度が創設された。制度創設に当たっては、教諭等にこれまで以上の指導力が求められることを踏まえ、個々の能力・適性等に応じた研修を実施することとされた。あわせて、十年経験者研修に係る評価項目等の参考例が示され、研修の概要として次の内容を想定した。

- ① 研修の実施に当たり、事前に個々の教諭等の能力・適性等を評価し、教諭等ごとに研修計画書を作成すること。
- ② 夏季・冬季の長期休業期間等に、20日間程度、教育センター等において校外研修を実施すること。
- ③ 課業期間中に、長期休業期間中の研修で修得した知識や経験を生かしながら、20日間程度、主として校内で研修を実施すること。
- ④ 研修終了時に、個々の教員の能力・適性等を再度評価し、その結果をその後の研修等に活用すること。

中堅教諭等資質向上研修の整備

平成28年の教育公務員特例法等の一部改正により、十年経験者研修が見直され、中堅教諭等資質向上研修の規定が整備された。

十年経験者研修を改めた中堅教諭等資質向上研修として、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施しなければならないものとすること。さらに、研修の実施時期や実施日数、内容等については、各研修実施者が地域の実情や教員育成指標等を踏まえて定めることとしている。

中堅教諭等資質向上研修の弾力的実施について

令和元年の「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について（通知）」において、中堅教諭等資質向上研修については、教師が確実に休日を確保できるようにする観点からも、実施時間及び日数を弾力的に設定するよう求めた。

中堅教諭等資質向上研修の概要

1. 目的

教育活動、その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で、必要とされる資質の向上を図ること

2. 対象者

公立の小学校等の教諭等（指標や教員研修計画等の研修体系を踏まえ任命権者の責任で決定）

※指標とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標

※教員研修計画とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画

3. 実施者

研修実施者（都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会等）

4. 根拠法 教育公務員特例法第24条（平成29年度から実施）

5. 研修内容 研修の実施日数や内容については、研修実施者が定める

＜十年経験者研修（中堅教諭等資質向上研修の前身）について文部科学省が教育委員会に示した目安＞

※中堅教諭等資質向上研修においては、日数の目安を示していない

I. 長期休業期間等の研修

日数：20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所：教育センター等

講師：ベテラン教員、指導主事

内容：教科指導、生徒指導等に関する研修

II. 授業期間の研修

日数：20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所：主として学校内

指導助言：校長、教頭、教務主任等

内容：授業研究、教材研究等

中堅教諭等資質向上研修の実施状況（令和6年度）

○研修対象者数

小学校：16,021人 中学校：9,140人
 高等学校：6,858人 特別支援学校：4,139人
 幼稚園：397人 幼保連携型認定こども園：396人 計36,951人

○研修の年間実施日数（平均）

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
15.4日	15.4日	15.9日	15.3日	9.5日	9.1日

○研修内容

教科指導、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育、男女共同参画、公務員倫理・サービス、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

○実施時期の設定方法

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
単年で設定	59教委	59教委	36教委	29教委	31教委	27自治体
前期・後期等の複数年度に分けて設定	21教委	21教委	9教委	11教委	3教委	1自治体
連続する複数年度で設定	15教委	15教委	10教委	7教委	3教委	2自治体
複数年度で設定された時期から対象者の希望に応じて単年で設定	34教委	34教委	19教委	21教委	18教委	15自治体

出典：文部科学省 中堅教諭等資質向上研修実施状況（令和6年度）調査結果
 ※調査対象：129都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（令和4年8月）のポイント①

<全体構成>

第1章 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現

第2章 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する基本的考え方

1. 基本的考え方

2. 教員研修計画への位置付け

3. 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の内容・方法等

(1)対象となる教師の範囲

(2)研修履歴の記録の目的

(3)研修履歴の記録の範囲 後掲【1】参照

(4)研修履歴の記録の内容 後掲【2】参照

(5)研修履歴の記録の方法 ※後掲【3】参照

(6)研修履歴の記録の時期 ※後掲【4】参照

(7)研修履歴の記録の閲覧・提供

(8)対話に基づく受講奨励の方法・時期 ※後掲【5】参照

①学校管理職以外の教師への対話に基づく受講奨励

②校長等の学校管理職への対話に基づく受講奨励

(9)学校内で行う研修履歴の記録と学校管理職以外の教師による受講奨励

第3章 研修受講に課題のある教師への対応

1. 基本的考え方

2. 期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合 ※後掲【6】参照

3. 「指導に課題のある」教員に対する研修等 ※後掲【7】参照

【1】研修履歴の記録の範囲

①必須記録研修等

- i) 研修実施者(都道府県・指定都市教育委員会等)が実施する研修
- ii) 大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- iii) 任命権者が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得

②その他任命権者が必要と認めるもの

(内容の適切性も含め、任命権者の責任において判断)

②に含まれ得る研修等

- ・職務研修として行われる市町村教育委員会等が実施する研修等
- ・学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等
- ・教師が自主的に参加する研修等

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（令和4年8月）のポイント②

【2】研修履歴の記録の内容

- 研修名、研修内容、主催者、受講年度、時期・期間・時間、場所、研修属性（悉皆／希望など）、研修形態（対面集合型／オンデマンド型／同時双方向オンライン型／通信教育型など）、教員育成指標との関係、振り返りや気づきの内容などの中から、研修の態様や性質に応じて、必須記録事項と記録が望ましい事項などを定める。
- 記録自体が目的化したり、過度な負担にならないよう、簡素化に留意することが必要。

【3】研修履歴の記録の方法

- 情報システムや電子ファイルなど。
- ※ 国が全国的な研修履歴記録システムを構築するため、調査研究を実施

←「全国教員研修プラットフォーム(Plant)」※令和6年4月～

【4】研修履歴の記録の時期

研修の性質等に応じて、次のような時期・方法で記録。

- 情報システムを通じて、受講終了の都度、自動的に記録
- 期末面談前にまとめて教師個人が記録
- 期末面談前に校内研修等の実績を校長等が記録 等

【5】対話に基づく受講奨励の方法・時期

- 校長等が、期首面談・期末面談等の場を活用して実施。
- 教科の専門性等に係る資質向上については、学校内外の同じ教科の教師や指導主事による指導助言を活用するなどの連携協力体制を整えることが有効。

【6】研修受講に課題のある教師への対応（期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合）

期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合として、次のようなやむを得ない場合は、職務命令を通じて研修受講。（万が一、これに従わないような場合には、事案に応じて、人事上・指導上の措置を講ずることもあり得る）

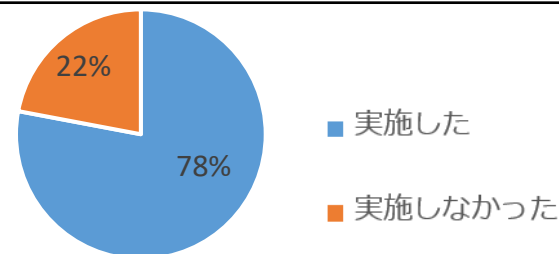
- 合理的な理由なく法定研修や、教員研修計画に定められた対象者悉皆の年次研修等に参加しない場合
- 勤務上の支障がないにもかかわらず、必要な校内研修に参加しない場合
- ICTや特別な配慮・支援を必要とする子供への対応など特定分野の資質の向上を図る強い必要性が認められるにもかかわらず、学校管理職等から教師に対し特定の研修受講等を再三促してもなお、一定期間にわたって、合理的な理由なく当該特定分野に係る研修に参加しないなど資質向上に努めようとする姿勢が見受けられない場合 など

【7】「指導に課題のある」教員に対する研修等*

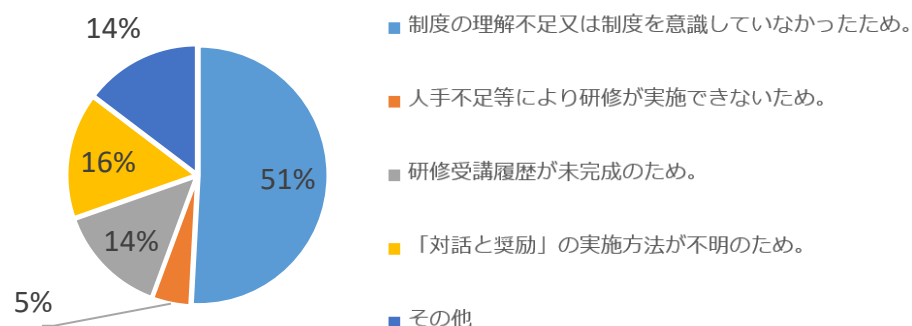
- 研修履歴を記録する仕組みと対話に基づく受講奨励のプロセスを通じて、指導に課題のある教師（「指導が不適切である」との認定には至らないものの、教科等の指導に一定の課題がみられる教員）に対し、早期・効果的な対処が可能。
 - 指標を踏まえて、更に伸ばすべき分野・領域や、改善すべき分野・領域について、自己評価及び学校管理職等による評価を行い、これを踏まえた「研修計画書」を作成し、研修受講。
 - 教育委員会も積極的に関与。研修によってもなお指導の改善が見られず、より集中的な研修を必要とする場合には、「指導が不適切である」教員の認定プロセスに入る可能性。
- * 今般の研修充実等を踏まえ、「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」(H20.2)を改正

「研修受講履歴記録の作成」及び「研修受講履歴を活用した対話に基づく受講奨励」に関するアンケート調査結果

・R6年度、「研修受講履歴を活用した対話に基づく受講奨励」を行ったと答えた校長は全体で約80%。



・「研修受講履歴を活用した対話に基づく受講奨励」を実施することが難しかった理由



・「研修受講履歴記録」の作成や「対話と奨励」について、気付いたこと

【校長】

○研修受講記録は、これまでの経験等も把握できるので確認できるのはありがたい。「対話と奨励」を生かし、教職員の自主的な学びと成長を促していきたい。

○校長の職務が増えていく中、面談の中で、今後のキャリアの話やそれにまつわる研修について必要な教員とは話ができて、受講記録を見ながらの全員に対して「対話と奨励」を行うことは難しいと感じる。

○何をもって「対話と奨励」というのかが理解できていなかった。人事評価に関連した面談により、教員には自己目標を設定させ、それを説明させる中で「対話」は十分できているが、過去の研修履歴を確認しながら当該教員に不足しているところを補うような研修の助言はしていない。

【教員】

○研修受講履歴を振り返ることで、自らの学びや実践を振り返りながら、助言を受けたり話し合ったりすることができた。また、Plantによる申し込みや、受講する研修の要項の確認もとても便利で、使いやすい。

○「対話と奨励」について特に説明を受けた記憶がなく、これに基づいた研修奨励もなかったと思う。このアンケートで初めて知った。職員への周知をしてほしい。

<取組の背景>

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律

- 教員免許更新制の発展的解消、研修受講履歴記録作成、資質向上に関する“対話と奨励”の制度化
- 教師の資質向上に関する「大臣指針」を改正、「対話と奨励のガイドライン」を策定



<取組の内容>

「全国教員研修プラットフォーム」の構築・運用

- 教育委員会や大学等が登録した研修動画の視聴(受講)や、研修受講履歴記録の作成ができる、「全国教員研修プラットフォーム(Plant: プラント)」を構築。
- 独立行政法人教職員支援機構により教育委員会と共同運用。
 - ⇒R6年度より運用開始(54都道府県・指定都市の教育委員会が利用中。)
 - ⇒R8. 4現在94,000件以上の研修が登録(うちオンデマンド研修コンテンツは約10,500件)。利用教員等数は約880,000人。

機能① 研修動画コンテンツ・研修情報の登録

機能② 研修の推薦等手続

機能③ 研修の受講

機能④ 研修受講履歴の作成・閲覧

Plant
Platform for Teachers and staff Development

オンライン研修コンテンツの充実

- 多様な主体が有する知見を活かしたオンライン研修コンテンツを開発。
 - ⇒R4年度補正予算、R5年度補正予算、R6年度補正予算により、現在224コンテンツを開発
- 開発したコンテンツを「全国教員研修プラットフォーム」上に掲載。

1. 喫緊の教育課題に対応する研修コンテンツ

情報教育や外国語教育、いじめ防止、不登校児童生徒支援、特別支援教育、外国人児童生徒対応、児童生徒性暴力等の防止など

2. キャリアステージ・校務分掌に対応する研修コンテンツ

初任者等経験の浅い教員や中堅教員、新任副校長・新任教頭などのキャリアステージや、道徳教育、総合的な学習(探究)の時間、特別支援教育コーディネーター、コミュニティ・スクール、教員研修などの校務分掌

3. 教師の多様な研修ニーズに対応する研修コンテンツ

消費者教育・金融教育、教員のメンタルヘルス対策、主権者教育、幼児教育、在外教育施設など

4. 外部人材等に対応する研修コンテンツ

体育授業でのアスリート人材や音楽・美術等の授業でのアーティスト人材など

Plantへのログインなど、詳細はこちらからアクセス願います。 → <https://www.nits.go.jp/service/plant/>

大学院修学休業制度の概要

◆教員が国内外の大学院に在学し、専修免許状を取得する機会を拡充するために創設された制度

(教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成12年4月28日法律第52号))

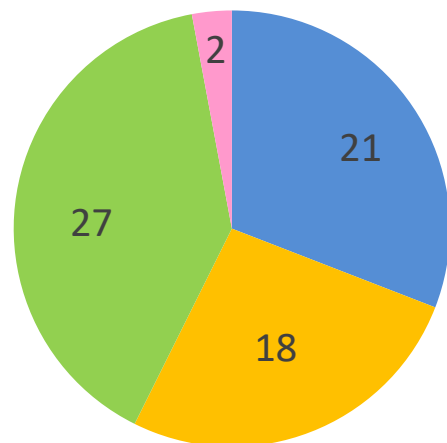
- ・平成13年度より開始(同法第26条)。
- ・教員の身分を保有したまま大学院にフルタイムで在学でき、在学する大学院を選ぶことも可能。

◆制度の概要

- ・公立の小学校等の教員(主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師)で、一種免許状又は特別免許状を有する者は、任命権者の許可を受けて、専修免許状を取得するため1年を単位とする3年を超えない期間、国内外の大学院に在学し、その課程を履修するための休業が可能。
- ・休業中の教員は、身分を有するが職務には従事しない。
- ・休業中の給与は支給されない。

◆最新の休業状況 ※令和6年4月1日時点

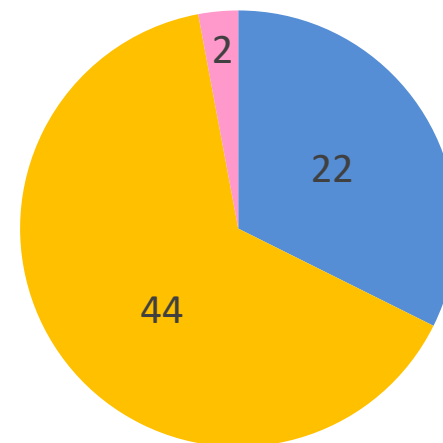
所属学校種別人数



計：68人

■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校 ■ 特別支援学校

修学期間別人数



計：68人

■ 1年以上2年未満 ■ 2年以上3年未満 ■ 3年以上

協議会

創設について

平成28年の教育公務員特例法等の一部改正により、「協議会」が創設された。

根拠法:教育公務員特例法第二十二條の七

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 指標を策定する任命権者

二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学として文部科学省令で定める者

三 その他当該任命権者が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

協議会の設置について

平成29年に協議会の設置について留意すべき事項について以下の通り通知を行っている。

(1)任命権者の判断の下、教育委員会や国公立の教職課程を置く大学の関係者のみならず、地域の実情に応じ、多様な教育関係者等で構成するよう努めること。特に、各地域の教職大学院については、大学と教育委員会・学校との連携・協働の中核的拠点となり、学部段階も含めた大学全体の教員養成の抜本的な強化や、現職教員の研修への参画など地域への貢献の充実に図ることが求められていることに鑑み、密接な連携が図られることが望ましいこと。

(2)都道府県教育委員会が、県費負担教職員に関する指標を策定するに当たっては、協議会の運営に際して、関係する市町村教育委員会との間で学校現場の現状等について十分意見交換を行い、協働して学校現場の状況を反映するよう配慮すること。とりわけ、中核市の県費負担教職員については、中核市の教育委員会が教員研修計画の策定を担うことを踏まえ、可能な限り、当該教育委員会を協議会の構成員に含める等、特段の配慮をすること。

(3)指定都市以外の市町村が、その設置する高等学校、中等教育学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園等の教員等の指標の作成に当たっては、教特法附則第4条の規定により協議会における協議を要さないこととされている。この場合、教員等の資質の向上に向け指標の内容を充実させるよう、その内容について必要に応じ大学等の意見を聴取するとともに、教特法第23条に規定する初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修の実施権者である都道府県教育委員会等とも連携を図りながら指標を作成することが望ましいこと。

これまでの教師の養成・採用・研修制度の主な改革の変遷①

開始年度	養成	採用	研修
平成元年	普通免許状を専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種に類型化	条件付採用期間の特例を創設 (公立学校教諭等：6か月→1年)	初任者研修の創設
	二種免許状を有する教員について一種免許状取得を努力義務化		
	免許状取得に当たって修得が必要な単位数の引き上げ (例) 小学校教諭一種免許状：48単位→59単位	特別免許状及び特別非常勤講師制度の創設	
平成10年	小・中学校の普通免許状取得希望者に介護等体験義務付け(7日間) 教員養成カリキュラムの柔軟な編成を可能とするため、「教科又は教職に関する科目」の新設	特別免許状の対象教科の拡大、有効期限の延長 (3～10年→5～10年)	
	教職に関する科目の充実、教科に関する科目の精選 (例) 中学校一種免許状 教職：19単位 → 31単位 教科：40単位→20単位	特別非常勤講師制度を許可制から届出制に変更	
平成12年	現職教員が専修免許状を取得する際に修得が必要な単位数について、在職年数に応じた低減措置を廃止	特別免許状所持者が、勤務経験により普通免許状を取得できる制度を創設	
	高等学校教諭の免許状に定められる教科について、情報・福祉等を新設		
平成13年			独立行政法人教員研修センターが発足
			大学院修学休業制度の創設
平成14年	他校種免許状による専科担任制度の拡充	特別免許状について、学士要件及び有効期限の撤廃といった制度改善を実施	
	他の学校種での勤務経験及び大学における所定の単位修得により、新たに隣接する学校種の免許状を取得できる制度の創設		
	公立学校の教員について懲戒免職処分を受けたことにより免許状が失効することとする等により免許状の失効等に係る措置を強化		
平成15年			十年経験者研修の創設
平成16年	栄養教諭の免許状を創設		
平成17年	教員分野に係る大学等の設置・収容定員増に関する抑制方針の撤廃		
平成18年	特別支援学校教諭の免許状を創設		
平成20年	「総合演習」を廃止し、教職課程において教員として必要な知識技能を修得したことを確認する科目として「教職実践演習」を導入		指導改善研修の創設
	免許状の失効等に係る措置の強化 (懲戒免職又は分限免職処分を受けた者は免許状失効 等)		
	教職大学院の創設		

これまでの教師の養成・採用・研修制度の主な改革の変遷②

開始年度	養成	採用	研修
平成21年			教員免許更新制の創設
平成28年	教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大括り化		教員免許更新制の必修領域の精選（12時間→6時間）及び選択必修領域の導入（0時間→6時間） 地方公務員の人事評価制度の導入（以前は勤務評定制度）
平成29年	ICTを活用した指導法や特別支援教育、小学校の外国語等の新たな教育課題に対応した内容を必修化 全国すべての教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示した「教職課程コアカリキュラム」を作成		十年経験者研修の廃止、中堅教諭等資質向上研修の創設 校長及び教員の資質の向上に関する指標・教員研修計画の策定 義務標準法改正により、初任者研修に係る教員加配数を段階的に基礎定数化 独立行政法人教員研修センターを機能強化し、新たに独立行政法人教職員支援機構が発足
平成30年			「免許外教科担任の許可等に関する指針」を策定
平成31年	新たな教職課程が開始		
令和2年	小学校教員資格認定試験について、受験者の時間的負担等の軽減を図るとともに、知識・技能の確認より教職への意欲や学校教育における活用能力の確認を重視する試験内容とするなどの見直しを行った試験を開始		
令和3年	教員養成フラッグシップ大学制度を創設 普通免許状の取得に必要な「教科及び教職に関する科目」の事項に「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を新設するなど、教職課程において情報通信技術の内容の修得を明確化	多様な経験を有する者への特別免許状の活用が一層進むよう授与指針を改訂	

これまでの教師の養成・採用・研修制度の主な改革の変遷③

開始年度	養成	採用	研修
令和4年			教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が成 → 更新制を発展的に解消 → 翌年度の教特法施行に向け、教師の資質能力に関する指針の改正や、対話に基づく受講奨励に関するガイドラインの策定
令和5年	中学校理科・技術・家庭及び高校理科・情報・家庭に関する教科専門の科目区分の統合等 強みや専門性を持つ学科等に係る特例及び専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例に係る教職課程認定基準の改正 ※令和7年度の課程から開始	公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について「方向性の提示」	
令和6年	教職大学院生等を対象とした奨学金返還免除制度の創設 ※令和7年度から教師になった者が対象	「令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点」を発出 ※第一次選考の日時を5月11日を一つの目安として一層の日程前倒し等を検討依頼。	全国教員研修プラットフォーム（Plant）稼働開始
		「特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する指針」を改訂	「免許外教科担任の許可等に関する指針」を改訂